

西和賀町管理住宅（建設課分）の相違点

令和2年4月1日現在

住宅種別	入居対象者	制度が出来た背景	収入申告	団地名	住所	戸数	
町営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅困窮者（低額所得者）</li> <li>・所得要件：月収158,000未満（入居者、同居者の状況によっては214,000円まで緩和されます）</li> <li>※暴力団員でないもの</li> </ul>	<p>公営住宅法は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条の理念を具体化したものである。</p> <p>住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する</p> <p>公営住宅法制定日：昭和26年6月4日</p>	<p>有（家賃変動有り）</p> <p>※収入超過者、高額所得者の認定を実施し、高額所得者に対しては裁判上の明渡し請求を行うことが可能となる。</p>	町営上野々団地	西和賀町上野々39地割145番地2	20棟	20世帯
				町営湯田団地	西和賀町湯田21地割139番地1	10棟	10世帯
				町営大沓団地	西和賀町大沓36地割41番地3	3棟	6世帯
				町営長瀬野団地	西和賀町沢内字長瀬野19地割48番地	1棟	1世帯
				町営猿橋団地	西和賀町沢内字猿橋33地割28番地1	4棟	8世帯
				町営新町団地	西和賀町沢内字新町16地割42番地	5棟	10世帯
				町営川舟団地	西和賀町沢内字川舟34地割9番地3	2棟	4世帯
				町 営 住 宅 計		45棟	59世帯
特定公共賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中堅層向け</li> <li>・所得要件：月収158,000円～487,000円</li> <li>※暴力団員でないもの</li> </ul>	<p>中堅層を中心として増大している良質な賃貸住宅に対するニーズに応えるために整備された住宅であり、特に不足が顕著となっている3～5人世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進する</p> <p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律制定日：平成5年5月21日</p>	<p>無（家賃定額：42,000円）</p> <p>※入居時に所得要件はあるが、入居後所得要件を満たさなくなった場合でも、居住継続することは支障が無い。</p>	大沓団地特定公共賃貸住宅	西和賀町大沓36地割41番地3	6棟	12世帯
				川舟団地特定公共賃貸住宅	西和賀町沢内字川舟34地割9番地3	2棟	4世帯
				特 定 公 共 賃 貸 住 宅 計		8棟	16世帯
若者定住促進住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者（40歳以下）</li> <li>・所得要件無し</li> <li>※暴力団員でないもの</li> </ul>	<p>西和賀町に単身者が入居出来る賃貸住宅が少ないため</p> <p>西和賀町若者定住促進住宅条例制定日：平成21年12月18日</p>	<p>無（家賃定額：28,000円）</p> <p>※入居時に所得申告はあるが、審査に影響しない。</p>	若者定住促進住宅湯田団地	西和賀町湯田21地割139番地4（AB棟）	2棟	8世帯
					西和賀町湯田21地割139番地1（C棟）	1棟	4世帯
				若 者 定 住 促 進 住 宅 計		3棟	12世帯
		建 設 課 管 理 住 宅 計		56棟	87世帯		

公営住宅とは：

公営住宅とは、町が国の補助を受けて整備（新築）し、低額所得者に賃貸または転貸するための住宅である。昭和26年に、戦後圧倒的に不足していた住宅の解消を目的に公営住宅法が公布された。よって、町営住宅は公営住宅法による公営住宅だが、特定公共賃貸住宅と若者定住促進住宅は、厳密には公営住宅ではない。また、公営住宅以外の住宅には、一般的に公社住宅、公団住宅、改良型住宅等がある。